平成２６年（フ）第１１６２６号
東京都足立区綾瀬４丁目24―11―401
債務者　中村　一広
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６２８号
東京都福生市大字福生1034
債務者　橋本真百美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６２９号
千葉県船橋市北本町１丁目20―１―811
債務者　中島　雅子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６３７号
東京都品川区戸越１丁目20―12　戸越荘
債務者　高倉　　浩
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４２号
神奈川県平塚市田村１―19―11　コーラル・リーフ201
債務者　中野　香代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４５号
東京都品川区西大井６丁目10―21―103
債務者　桑原　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４８号
東京都足立区島根２丁目24―11―104
債務者　大久保裕子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７６９号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目10番地14　サンハイツ203
債務者　門倉　豊司
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６００号
東京都東大和市奈良橋３丁目556―５
債務者　粕谷　昇弓
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６３６号
東京都港区港南２丁目11―17―614
債務者　鈴木　博人
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３０号
神奈川県大和市深見東３丁目７番15号
債務者　高橋　利光
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０６号
東京都西東京市西原町３丁目７番Ｃ―433号
債務者　神谷　隆雄
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４４号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和めじろ台レジデンス127号
債務者　木所　明美（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９５２号
東京都小平市中島町１番７号グリーンハイム101号
債務者　鈴木　喜晴
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５４５号
東京都青梅市河辺町10丁目11番地の10リバーコースト205
債務者　大内　晴美（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部